東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年8月4日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 12 件

<u>-70</u>	他:	12 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉隔離時冷却系蒸気管外側隔離弁において、フレキシブル電線管に不良(コネクタ破損)が 認められたため、当該電線管を補修。	GⅢ	
2	1号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)グランドシール蒸気出口弁(電動)において、駆動部にグリスの滲みが認められたため、当該部を点検補修。	GⅢ	
3	1号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)排気管の目視点検時、浸食及びヒビが認められたため、 当該部を補修。	GⅢ	
4	1号機	循環水ポンプ(B)用電動機点検時、上部軸受給油配管に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	GⅢ	
5	1号機	循環水配管の内面点検において、内面塗装の劣化箇所(発錆)が認められたため、当該塗装劣 化箇所を補修。	GⅢ	
6	1号機	安全保護系設定値確認検査(その1)のスクラム排出容器水位高検査時、動作値に判定値外れ が認められたため、当該計器を再校正後、再検査実施。	GⅢ	
7	1号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機点検作業において、電動ホイスト(2台)に点検用治具を吊った 状態(約1週間)で、関係者が現場から離れたことが認められたため、対応検討。	GΙ	H22.10.01再審議 にてグレード変更 「GⅢ→GⅡ」
8	2号機	ストームドレン受タンク(B)の入口弁(空気作動)において、動作不良(全開にならない)が認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
9	2号機	計装用圧縮空気系逃がし安全弁供給用圧力調整弁において、動作不良(設定圧力に調整されない)が認められたため、当該圧力調整弁を点検補修。	GⅢ	
10	4号機	原子炉建屋2階制御棒駆動機構貯蔵室入口扉において、鍵の不良(ロックされない)が認められたため、当該扉の鍵を修理。	GⅢ	
11	補助ボイラー	ボイラー(A)の循環ポンプにおいて、フランジ部に水の滲み(非放射性)が認められたため、当該ポンプを点検補修。	GⅢ	
12	その他	一次水処理装置において、前処理薬注ポンプ(B)吐出側フローグラスのフランジ部に薬液(ポリ塩化アルミニウム)の漏れ(1滴/秒)が認められたため、当該漏れ箇所を補修。	GⅢ	